の要求をすることができる。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「あつては法人の納税地」とあるのは「あつては法人の旧納税地（次項に規定する旧納税地をいう。以下この項において同じ。）」と、「同項第二号ロ」とあるのは「第一項第二号ロ」と、「連結親法人の納税地」とあるのは「連結親法人の旧納税地」と、「、納税地」とあるのは「、旧納税地」と、「事業者の納税地」とあるのは「事業者の旧納税地」と、「（納税地」とあるのは「（旧納税地」とする。

第七十四条の七の二第三項第四号ハ中「第百二十四条第一項」を「第百二十四条」に、「記載等」を「記載」に改める。

第八十一条第三項中「記載等」を「記載」に改め、同条第四項中「に押印する」を「を確認する」に改める。

第九十一条第一項中「記載等」を「記載」に改め、同条第二項中「に押印する」を「を確認する」に改める。

第百十七条に次の五項を加える。

3　第一項の場合において、同項の納税者が前項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、当該納税者に対し、第一項に規定する国税に関する事項のうち納税管理人に処理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるもの（次項から第六項までにおいて「特定事項」という。）を明示して、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日（第五項において「指定日」という。）までに、前項の規定による納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。

4　第一項の場合において、同項の納税者が第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（次項において「国内便宜者」という。）に対し、当該納税者の納税管理人となることを書面で求めることができる。

5　第三項の国税局長又は税務署長は、同項の納税者（以下この項及び第七項において「特定納税者」という。）が指定日までに第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、前項の規定により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者を、特定事項を処理させる納税管理人（次項及び第七項において「特定納税管理人」という。）として指定することができる。

一　当該特定納税者が個人である場合　次に掲げる者

イ　当該特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ　当該特定納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について反復して行う場を提供する事業者

ハ　電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引を当該特定納税者が継続的に又は当該特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

二　当該特定納税者が法人である場合　次に掲げる者

イ　当該特定納税者との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。イにおいて同じ。）又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式（投資口を含む。イにおいて同じ。）又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のある法人

ロ　当該特定納税者の役員（法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員をいう。ロにおいて同じ。）又はその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ハ　前号ロ又はハに掲げる者

6　前項の国税局長又は税務署長は、同項の規定により特定納税管理人を指定した場合において、当該特定納税管理人に特定事項を処理させる必要がなくなつたときは、同項の規定による特定納税管理人の指定を解除するものとする。

7　前二項の国税局長又は税務署長は、第五項の規定により特定納税管理人を指定したとき、又は前項の規定により特定納税管理人の指定を解除したときは、特定納税管理人又は特定納税者であつた者及び特定納税者に対し、書面によりその旨を通知する。

第百二十四条の見出し中「記載等」を「記載」に改め、同条第一項中「この項」を「この条」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削る。

（国税徴収法の一部改正）

第六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「を執行しても」を「の執行（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助（第百五十三条第一項第一号（滞納処分の停止の要件等）並びに第百八十七条第一項及び第二項（罰則）において「租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助」という。）の要請をした場合には、当該要請による徴収を含む。）をしても」に、「免かれた」を「免れた」に改める。

第百五十三条第一項第一号中「租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助」を「租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助」に改める。

第百八十七条第一項中「執行」の下に「又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「執行」の下に「又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第一項及び第二項（これらの規定中滞納処分の執行に係る部分を除く。）の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5　第三項（滞納処分の執行に係る部分を除く。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条（すべての者の国外犯）の例に従う。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改める。

第二条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　繰延資産　所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。

第二条第二項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　繰延資産　法人税法第二条第二十四号に規定する繰延資産をいう。

第三条第一項第四号中「その者」の下に「（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人」を加え、「当該株主」を「当該対象者」に改める。

第三条の三第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払の取扱者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等は、当該申告書を当該支払の取扱者に提出したものとみなす。